

食 品 安 全 委 員 会 第 120 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 17 年 11 月 17 日 (木) 13:58 ~ 15:28

2 . 場 所 食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3 . 議 事

(1) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・チルミコシンを有効成分とする製剤原料(チルミコシン)、牛の注射剤(ミコチル 300 注射液)に関する意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第 23 条第 1 項第 5 号に基づく調査審議について

・食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について
(厚生労働省から説明)

(3) その他

4 . 出 席 者

(委 員)

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、坂本委員、中村委員、本間委員

(説 明 者)

厚生労働省 伏見基準審査課長

(事 務 局)

齊藤事務局長、小木津総務課長、國枝評価課長、境情報・緊急時対応課長、
吉岡勧告広報課長、福田評価調整官

5 . 配 布 資 料

資料 1 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

資料 2 - 1 食品安全委員会意見に対する厚生労働省の対応について

資料 2 - 2 暫定基準を設定する農薬等に係る告示案と最終案との関係

資料 2 - 3 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について

6．議事内容

○寺田委員長 まだ少し時間がありますけれども、そろいましたので、ただいまから「食品安全委員会」の第120回会合を開催いたします。

本日は、6名の委員が出席されております。

厚生労働省からは伏見基準審査課長に御出席していただいております。

会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料にあります議事次第を御覧ください。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

資料1は「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料2-1は「食品安全委員会意見に対する厚生労働省の対応について」。

資料2-2は「暫定基準を設定する農薬等に係る告示案と最終案との関係」。

資料2-3は「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について」であります。お手元にございますですね。

それでは、議題に入らせていただきます。

「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」事務局から説明をお願いいたします。

○國枝評価課長 それでは、資料1に基づきまして御説明をしたいと思います。

「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」ということをございますけれども、農林水産省から「食品安全委員会」に意見を求められました動物用医薬品チルミコシンを有効成分とする製剤原料（チルミコシン）と、牛の注射剤（ミコチル300注射液）につきまして、平成17年11月9日に開催されました第39回「動物用医薬品専門調査会」において審議結果案がとりまとめられました。

この結果（案）につきましては、幅広く国民へ意見・情報を募った後に「食品安全委員会」に報告することにしたいと思っております。

1ページの真ん中辺りでございますけれども「1）募集期間」としては、11月17日、本日開催の「食品安全委員会」の終了後から平成17年12月14日水曜日までの4週間ということをございます。

以下、概略について御報告したいと思います。次のページからが評価書でございまして、3ページ目に審議経緯等が記載されております。

4ページ目でございますけれども「チルミコシンを有効成分とする製剤原料（チルミコ

シン)、牛の注射剤(ミコチル 300 注射液)の再審査に係る食品健康影響評価について(案)」ということでございますが、チルミコシン及びミコチル 300 注射液は、平成 8 年 7 月 1 日に農林水産大臣より動物用医薬品として承認を受けた後、所定の期間(6 年間)が経過したために再審査申請が行われたものでございます。

製剤の内容はそこに記載のとおりで「主剤」はチルミコシン。

「効能・効果」は牛の肺炎で、適応菌種はパスツレラ、マイコプラズマでございます。

「用法・用量」はそこに記載のとおりで、頸部に皮下投与するので、休薬期間は 91 日間でございます。

「その他」ということで、プロピレングリコールを含有しておりますけれども、これについては食品添加物として A D I が設定されており、動物体内で容易に代謝され、イヌでは 24 時間以内に消失したとの報告がされていること。投与量と休薬期間を考慮すると影響は無視できると考えられております。

「2. 再審査における安全性に関する知見等について」ということでございますけれども「(1) ヒトに対する安全性について」は、チルミコシン及びミコチル 300 注射液については、上記のとおり国内では牛の肺炎を対象に使用されているほか、本剤と同等の製剤は豚の肺炎に対しても使用されております。欧州、米国、オーストラリア、アジア、アフリカにおいても広く使用されており、主剤であるチルミコシンについては、過去に「食品安全委員会」において「安全性に係る新たな知見の報告は認められない」との食品健康影響評価を行っております。

「(2) 安全性に関する研究報告について」は、調査期間中に Medline を含むデータベースの検索の結果、安全性、残留、公衆衛生に関する報告等が複数報告されておりますが、いずれも現在の A D I に影響するものではございませんでした。

「(3) 承認後の副作用報告について」でございますが、対象動物に対する安全性については、調査期間中に牛 1,837 頭の調査が実施されており、疼痛が報告されたものが 30 例ございますが、既に指摘されている注射部位の浮腫に関連するものと思われます。

「3. 再審査に係る評価について」でございますが、本剤の主剤であるチルミコシンについては、既に日本において A D I、これは $40 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/day でございますが、それと M R L が既に設定されております。承認時から再審査調査期間中に安全性に係る問題となる新たな副作用報告、安全性を否定する研究報告は認めておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、A D I を見直す必要性はないと考えられております。

なお、薬剤耐性菌を介した影響につきましては、平成 15 年 12 月 8 日付けの 15 消安第 3 979 号にて意見聴取されているところであり、これについては別途検討中でございます。

以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明あるいは記載事項に関しまして、御意見あるいは質問ございますでしょうか。

どうぞ。

○小泉委員 2 ページの 1 の なんですが、プロピレングリコールを含んでいるということで、代謝の実験ではイヌで 8 g/kg 体重ということは、10 キロのイヌであれば 80 g ということですね。ということは、これは経口投与だろうということですね。本来使われているチルミコシンは、皮下投与で投与されているということなので、代謝の速度を調べるならば、本質的には皮下投与された実験で確かめるべきではないかなと思いますが、その辺のデータはあるんでしょうか。

○國枝評価課長 先生の御指摘のように、投与されている動物についていいますとそういうことなんですけれども、今回のものは投与された動物について、それを食することになるということで、その観点から見たときにどうかということなので、経口の部分で評価して問題はないというふうに理解しております。

○小泉委員 多分経口投与だと思うんですが、そうすると 24 時間以内に排泄されたということは、吸収率がすごく問題になるんです。体内にどれだけ入ったかということで、例えばほとんど便として出てしまっている可能性の方が大きいと思います。その辺は経口投与だということが推測されるので、ここでは経口投与実験と一言入れておいた方がいいのではないかと思います。

○國枝評価課長 入れさせていただきます。

○寺田委員長 何かほかにありますか。

では、先ほどの訂正事項を入れて、国民の皆さんから広く意見・情報の募集の手続に入ってください。よろしくお願いいたします。

それでは、次に「食品安全基本法第 23 条第 1 項第 5 号に基づく調査審議について」であります。「食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について」厚生労働省から説明があります。本件につきましては、今年の 4 月に当委員会が厚生労働大臣あてに意見を述べたところですが、本日はこれに対する対応について説明されると聞いております。

それでは、厚生労働省の伏見基準審査課長、よろしくお願いいたします。

○伏見基準審査課長 厚生労働省の伏見でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に従いまして御説明をさせていただきます。

今、委員長から御紹介いただきましたように、残留農薬等に関するポジティブリスト制度に関しましては、食品安全委員会から4月28日付けで厚生労働大臣あてにご意見をいただいております。それに対する厚生労働省の対応ぶり、回答ぶりについて御説明をさせていただくわけでございますが、委員の先生方には既に御案内かと思いますが、冒頭少しお時間をいただきまして、ポジティブリスト制度全体の概要について、簡単に御説明をさせていただきます。それから本論に入らせていただければと思っております。

まず初めに資料2-3を御覧いただければと存じます。

タイトルが「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について」ということでございます。

本件の経緯でございますけれども、食品衛生法等の一部を改正する法律、いわゆる食品衛生法の改正が平成15年に行われたわけでございますけれども、そこにおきまして、食品に残留する農薬、動物用医薬品または飼料添加物、以下「農薬等」でございますけれども、これらに関しましてポジティブリスト制度を導入することとされまして、公布の日、平成15年5月30日から起算して3年を超えない範囲で施行するということとされております。

まず、この資料2-3の一番後ろの7ページを御覧いただければと思いますが、これに簡単な全体の概念図がございます。

現行の食品中に残留する農薬等の規制に関しましてが上でございまして、現行の食品衛生法に基づきまして、農薬250、動物用医薬品33に関しまして残留基準が設定されております。それがその少し色をかけた部分でございますけれども、これらにつきましてはこの基準値を超えて残留したのものについては流通が禁止されているわけでございますけれども、それ以外のもの、海外でおよそ700とかの農薬等が使われていると言われております。そういったもので250あるいは33に含まれていない農薬が使われているものについては、実質規制がかからない。あるいは250農薬でも、作物が指定されている作物以外のものに関しては規制がかからないという状況になっております。そういうことが現状でございますけれども、これをポジティブリスト制度へ導入することによって、その状況を変えようということでございます。

図の下の方でございますが、まず全体に色を塗っておりますけれども「一定基準を超えて農薬等が残留する食品の流通を禁止」とするとございます。まず一律基準というものを設

けまして、原則そういった農薬等が一律基準を超えて残留する食品の流通を禁止するということにしております。

その例外といたしまして、左側にございますように、残留基準値が食品の成分に係る規格、いわゆる残留基準が定められている農薬、あるいは農薬と作物の組み合わせでございますけれども、そういった基準が設定されているものに関しては流通を認める。ただし、基準値を超えて農薬等が残留するものは流通を禁止するという形にするということでございます。

右の方で、そもそもこのポジティブリスト制度の例外ということで、ある程度食品に残留したとしても人の健康を損なうおそれがないものを例外扱いとするということで、これを「対象外物質」と言っておりますけれども、これを 65 物質指定するということでございます。

これが、これまで検討を進めてきた制度の概要でございます。

また 1 ページ目に戻っていただきまして、そういうことで、真ん中にあります(1)～(3)まででございますけれども、ポジティブリスト制度を導入するに当たりましては、以下の 3 つの点につきまして、遅くとも平成 18 年 5 月までに施行することが必要ということでございます。

1 点目が、一律基準を定めるということ。

2 点目が、人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質、先ほど申し上げました 65 物質でございますけれども、対象外物質を定めること。

3 点目が、食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、暫定的に農薬等の当該食品に残留する量の限度、以下「残留基準」と申し上げますけれども、定めることということでございます。

この 3 つの制定の作業をこれまで進めてまいったわけでございます。作業の進め方といたしましては、そこに書きましたように、平成 15 年以降、作業を行ってまいりまして、これまで約 3 回にわたりまして案をお示しして、国民の方の御意見を伺うということ、あるいは最後には W T O 通報もいたしまして、海外政府の御意見も伺うという手続を進めてまいりました。

2 ページでございますけれども、「11 内閣府食品安全委員会における調査審議」ということで、こちらの委員会におきましては、今年の 4 月に 2 度御説明をさせていただきまして調査審議をしていただいております。それを受けまして、28 日に御意見をいただいているということでございます。

あと「III 最終案の概要」でございますけれども、ここも簡単に触れさせていただきますと「1. 一律基準の設定」というのがございまして、これに関しましてはF A O / W H Oの香料のリスク評価の考え方、あるいはF D Aにおけます間接添加物の許容暴露量の考え方等を参考にいたしまして、およそ特定できない化合物であっても、1.5 $\mu\text{g/day}$ を許容量として考えることで妥当であろうというように考えております。

それを担保するに当たりましては、国民栄養調査の資料等を参考にいたしまして、0.01 ppm という基準値を置いて管理することで1.5 $\mu\text{g/day}$ というのを維持できると考えまして、0.01 という値を一律基準として置いております。

ちなみに、この0.01というのは、現在、ドイツがポジティブリスト制度を導入しておりますけれども、そこでも一律基準としてこの値を置いておりますし、今後、E Uが導入しようとしておりますポジティブリスト制度におきましても、0.01 という値を採用しておりますので、そういう観点からもある程度の合理性があるのではないかと考えております。

3 ページでございますが「2. 対象外物質の指定」ということで、対象外物質は農薬あるいは動物用医薬品等を使用いたしまして、そのものが残留する、あるいはそれが変化して生成したものが食品に残留するわけでございますけれども、ある程度残留しても人の健康を損なうおそれがないということが明らかであるものということでございます。これに関しましては、また後ほど御説明させていただきますけれども、そこにございまいに(1)～(3)の3つの考え方の従って化合物あるいは物質を選定してまいりました。それが65になったということでございます。

「3. 暫定基準の設定」でございますけれども、これが各農薬あるいは動物薬に関して作物ごとに残留基準値を置いたわけでございます。食品衛生法の改正から現在に至るまでの期間で暫定基準を置かないといけないということで、本来であれば1個1個リスク評価をしていただいた上で決めるべきなんでしょう。そういういとまがないということで、(1)～(3)にございまいように、国際基準であるコーデックス基準、農薬取締法に基づく登録残留基準、薬事法に基づく動物用医薬品、あるいは飼料安全法に基づく飼料添加物の指定時の定量限界等を参考にする。そういったものがない場合には、化学的な残留基準値を設定していると考えられる5つの国の基準値を参考として、暫定基準値を置くことといたしました。

概要は以上のようなことでございまして、そういった形でポジティブリスト制度の案を作成してまいったわけでございます。本論に入らせていただきますが、資料2-1を御覧いただければと存じます。

先ほどの資料にもありましたように、4月28日に安全委員会から御意見をいただいております。それぞれの意見が全部で6点ございまして、その意見を四角で囲っております。それぞれにつきまして、厚生労働省としての考え方を以下に記させていただきます。まず1番からまいります。

「1 食品の安全性の更なる向上を図るため、国際的な評価との整合性を図りつつ、暫定基準（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、貴大臣が暫定的に定めることとしている農薬等の当該食品に残留する量の限度をいう。以下「暫定基準」という。）を設定すべき物質について再点検すること。

その場合、我が国において評価が行われておらず、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）、JECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）等の国際リスク評価機関による評価において、発がん性の疑い等毒性上の問題を理由に一日許容摂取量（ADI）を設定することができないとされる物質については、暫定基準を設定すべき物質のリストからの削除を含めて慎重に検討すること」という御指摘でございます。

まず、前段の部分に関しての御回答が（1）でございます。

「これまで暫定基準（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に定めることとしている農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の当該食品に残留する量の限度をいう。以下「暫定基準」という。）案を示してきた農薬等について再点検を行い、参考とする国際基準等に関する最新の情報を確認し、暫定基準を設定すべき758農薬等を確定させた」というように書いております。

これに関しましては、資料2-2を御参照いただければと思います。

この758という数字に関しましては、以前、この場で御説明させていただいたときに、712と申し上げていたと思います。その712と758の関係を今、御説明させていただきますが、資料2-2の後ろから2枚目の10ページを御覧いただければと思います。10ページの中ほどに線を太くしている部分がございますけれども、実はそこから上の部分が712でございます。そこから下にどういうものがあるかということでございますけれども、実は個々の残留基準値というものを置いておりませんけれども「不検出」という形で整理した化合物が15ございます。これにつきましても、不検出とはいえ暫定基準には違いのないわけでございますので、そういう意味でこれが15暫定基準としてカウントしないといけないということでございます。

ミネラルウォーターに関しまして、WHOの基準を参考にいたしまして、幾つかの農薬

に関しまして基準値を置いたわけでございますけれども、現行に基準があるもので、ミネラルウォーターの部分だけ追加をしたものというのがございまして、それが９品目ございます。ミネラルウォーターのみの部分だけですが、化合物としては暫定基準ということになりますので、これを追加させていただきたいと思っています。

737 番の「カンタキサンチン」でございますけれども、右の方に「分析上の見地から暫定基準を設定」と書いてございますけれども、先ほど言いましたように一律基準を 0.01 と置いてあるわけでございますけれども、化合物の検出定量限界が 0.01 よりも大きい場合につきましては、その定量限界値を暫定基準値という形で置くということでこれまで整理をまいりました。そういう意味で、それも暫定基準には違いないわけございまして、暫定基準を設定した物質ということで、カンタキサンチンも追加させていただくということでございます。

その次の 738 番～747 番までの 10 品目でございますけれども、これは理由のところ「食品分類の新規独立から暫定基準を設定」と記載してございます。コーデックスでの検討を受けまして、ポジティブリストの作業の中で「その他のスパイス」という項目を今年、そういった食品分類を新たに設けたわけでございます。そのことで、現行基準は既に存在していたわけでございますけれども、それに対して「その他のスパイス」という項目を追加したものが、ここの 10 品目ということでございます。

最後、748 番から 758 番までの 11 品目「エチプロール」以下でございますけれども、「分析上の見地及び食品分類の新規独立から暫定基準を設定」というように書いてございます。これは、先ほどの 737 番カンタキサンチンとその後の 10 品目の理由が重なって、暫定基準を置いたという扱いになる 11 品目ということでございます。

ということで、カウントの仕方が以前と違った仕方をする事になってしまいまして、最終的にこれまで申し上げていた数字と変わってしまい申し訳ございません。いずれにいたしましても、758 物質という形で暫定基準を置かさせていただくことにさせていただければと思っております。

また、2 - 1 に戻っていただきますが、そこで（２）でございますけれども、御質問の方が国際リスク評価機関で、毒性等の理由で A D I を設定することができないものについて取扱いを慎重に検討しなさいということでございます。

それに対するお答えといたしまして、読み上げさせていただきますが「また、これまで暫定基準案を示してきた農薬等のうち、J M P R（F A O / W H O 合同残留農薬専門家会議）、J E C F A（F A O / W H O 合同食品添加物専門家会議）等の国際リスク評価機関

で一日許容量（ＡＤＩ）が設定できないとされた物質に関し再点検を行い、国内外での登録等の状況を確認し、以下のとおり整理した。

国内で現在農薬取締法等により登録等が行われており使用が認められている場合又はリスク評価に関する資料が提供される場合、優先的に食品安全委員会に食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）の依頼を行うこととし、当該農薬等に係る暫定基準を設定することとした。該当する農薬等は以下のとおりである。

アレスリン、オキシロニック酸、キシラジン、スルファチアゾール、タイロシン」ということでございます。

「農薬等として使用されていないと考えられる場合については、当該農薬等に暫定基準を設定しないこととした。該当する農薬等は以下のとおりである。

BHC（リンデン（γ-BHC）は除く）、DNOC、グアザチン」ということでございます。このγ-BHCに関しましては、一応、諸外国におきまして、暫定基準値が置かれておりますし、現に使用もあるというように承知しておりますので、リンデンは除くということでございます。

「及び以外の農薬等については、暫定基準を「不検出」とすることとした。該当する農薬等は以下のとおりである。

クマホス、プロファム、ジエチルスチルベストロール（DES）」ということでございます。

以上が１番目の御指摘でございます。

２番目の御指摘でございますが「２．暫定基準については、当該制度の導入後に実施する食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）の結果を踏まえて見直す必要があることから、優先的にリスク評価を実施すべき物質についての考え方を整理した上で、リスク評価の効率的な実施に資するためのリスク評価計画を策定し、当委員会の了承を得ること」ということでございます。

お答えといたしまして「（１）食品安全委員会に優先的にリスク評価を依頼する農薬等（優先評価物質）についての考え方は、以下のとおりとする。

優先評価物質は、

JMPRやJECFA等の国際リスク評価機関でＡＤＩが設定できないと評価されたもの

マーケットバスケット調査の結果、我が国の食生活を通じた１日あたり摂取量が比較的多いと推定されるもの

発がん性等新たに重要な毒性知見が得られたもの

上記の準ずるもの

のいずれかに該当するものとする。

（２）暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画は別添１のとおりとする」とさせていただきます。

別添１を御覧いただければと思います。５ページ目にアタッチされております。

別添１でございますけれども、この優先評価物質を、先ほど申し上げた４つのカテゴリーのものとするわけでございますけれども、それも含めて今後、厚生労働省としては、こちらの食品安全委員会に暫定基準を置いた農薬等のリスク評価を依頼することになるわけでございます。それについての現時点での計画でございます。

「１．食品健康影響評価の対象物質の区分」ということでございます。２行目のおしりからいきますけれども「優先的リスク評価を依頼する農薬等（優先評価物質）とそれ以外の農薬等（優先評価物質以外の物質）に分けて、それぞれ計画的に食品安全委員会にリスク評価を依頼する」。

「（１）優先評価物質」でございます。優先評価物質は ～ のいずれかに該当するものとするということでございます。ここは、先ほどと同じ記載ぶりになっております。

その後でございますけれども「これらの物質については、専門家による検討を踏まえ選定することとしているが、現時点において、に該当する物質として、アレスリン、オキシソリニック酸、キシラジン、スルファチアゾール、タイロシンの５物質が考えられる。また、これらの物質については、毒性試験成績などのリスク評価に必要とされる資料をもって食品安全委員会にリスク評価を依頼する」と記載させていただきます。

例えば、マーケットバスケット調査で比較的摂取量が多いと推定されるものでございますけれども、ＡＤＩ比でどのぐらいの数字であれば多いとするのかとか、あるいは発がん性と新たな毒性知見というのが、安全委員会にリスク評価をお願いすべきかどうかというような判断もございますので、そういったことを検討するために、そこに「専門家による検討」と書いてございますけれども、厚生労働省にそういった検討をできる仕組みを設けたいと考えております。そちらの検討も踏まえて、その結果でこちらにリスク評価をお願いしたいと考えております。

「（２）優先評価物質以外の物質」ということで、優先評価物質以外の物質につきましては、可能な範囲で毒性試験成績などのリスク評価に必要な資料を収集し、食品安全委員会にリスク評価を依頼するとさせていただきます。

「２．リスク評価の依頼」ということでございますけれども「（１）優先評価物質及び優先物質以外の物質等（計：758 農薬等）について、平成 18 年から 5 年間を目途に各年約 150 農薬等についてリスク評価の依頼を行う」ということを考えております。

「（２）年度ごとにリスク評価を依頼する予定の農薬等につきましては、原則としてその年度の開始前までに食品安全委員会事務局に当該予定を提出する」としております。

「（３）リスク評価の依頼は、上記のとおり、食品安全委員会事務局にリスク評価の依頼の予定を提出した農薬等について、それぞれ資料の収集ができたものから随時行う」ということにさせていただきたいと考えております。

なお、758 の内訳でございますけれども、そこにございますように、農薬等が 516 、動物用医薬品 192 、以下、ここにお示ししたとおりでございます。

次の 6 ページ目でございますけれども「３．リスク評価に必要な資料の入手に関する具体的方法」というところでございますけれども、「リスク評価に必要な毒性試験成績等の資料の収集は、以下の方法により行う」といたしまして、「（１）国内で登録されている農薬（約 350 品目）、動物用医薬品等（約 50 品目）農林水産省、関係機関等にリスク評価等に必要な資料の収集及びその提供について協力を要請する（農林水産省にあっては食品衛生法第 12 条に基づき、行う。）」と考えております。

「（２）海外で使用されている物質」でございますけれども、これにつきましては「暫定基準を設定した際に参考とした国（米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、ＥＵ）等に対し、リスク評価等に必要な資料等の収集及びその提供について協力を要請する」と考えております。

そういうようお願いをするわけでございますけれども、資料が提出されないケースもありましょうし、更にそれとは別にいろんな調査の結果、使用実態がないことが判明するケースもございますので、そういったケースにつきましては、暫定基準の削除を含めた対応について検討していきたいと考えております。

引き続きまして、資料 2 - 1 に戻っていきまして「食品安全委員会からの意見」ということで「３．食品衛生法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 55 号。以下「一部改正法」という。）による改正後の食品衛生法第 11 条第 3 項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである」物質については、指定される物質ごとにその根拠を明確化すること」ということでございます。

回答といたしましては「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 55 号。以下「改正法」という。）による改正後の食品衛生法第 11 条第 3 項に規定する「人の健康

を損なうおそれのないことが明らかである物質」について、今回 65 物質を指定したところであるが、これら物質ごとの指定の根拠は別添 2 のとおりである。

今後、新たに指定される物質についてもその根拠は明確に示すこととしている」と記載させていただいております。別添 2 を御覧いただきたいのですが、資料 2 - 1 の 7 ページ以降になります。

まず、7 ページに全体の考え方を記載させていただいております。7 ページの 1 番は今、申し上げたとおりでございますけれども、2 番目で「対象外物質」というのは、当該物質が「農畜水産物の生産時に農薬、動物用医薬品又は飼料添加物（以下「農薬等」という。）として使用された結果、食品に当該農薬等及びこれらが化学的に変化して生成したものが残留した場合について基本的に以下の考え方に基づき判断したものである」ということで、あくまでも食品に残留した農薬等として使用して、残留したケースを想定した上で指定させていただいております。

「 農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の状態や程度からみて、農畜水産物にある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれがないことが明らかである物質

我が国の農薬取締法に規定される特定農薬のほか、現時点で登録保留基準が設定されていない農薬のうち、当該農薬を使用し生産された農産物を摂取したとしても、直ちに人の健康を損なうおそれのない物質

海外において残留基準を設定する必要がないとされている農薬等のうち、使用方法等に特に制限を設けていない物質」。

この 3 つでございます。この 3 つの考え方を昨年の第 2 次案の段階からお示ししまして、それについてそれぞれどういう物質があるかということをお示ししてきて、今日に至っているわけでございます。

8 ページ以降の別表にそれぞれの真ん中のコラムに とか と数字を入れておりますけれども、それがここにお示した ～ のいずれに該当するのかということでございます。

この対象外物質につきましても、制度施行後、リスク評価をこちらにお願いすることとさせていただきたいと思っておりますので、3 番にもございますように、これらすべての物質を対象として国際機関や国内外の政府のリスク評価結果、その他安全性に関する資料を収集することとさせていただいております。

具体的に 8 ページ以降でございますけれども、左側に「物質名」がございまして、真ん中に「用途」がございまして「設定根拠」というものがございます。最後に、一番右のカ

ラムで「備考」を書かせていただいておりますが、例えば１番目の「亜鉛」でございますけれども、これは例えば飼料添加物とか動物用医薬品で亜鉛を添加することがございます。その設定根拠として として農畜水産物にある程度残留していたとしても人の健康を損なうおそれがないことが明らかであると考えられるものということ。

として、海外で残留基準を設定する必要がないとされており、更に使用方法について制限が設けられていないものというのが、亜鉛の場合の選定根拠となっております。少し補足として、備考で説明をさせていただいておりますけれども、亜鉛の場合ですとミネラル成分であるということ。いわゆる飼料安全法において使用量の規制が行われていないということ。ＥＵにおいて残留基準を設定する必要がなく、かつ使用方法等に制限が設けられていないものであるということを記載させていただいております。

以下、それぞれ物質ごとによって記載内容が異なっているケースもございますけれども、こういった形で資料をお示しさせていただいております。

また資料の３ページ目に戻っていただいて「食品安全委員会からの意見」でございますけれども、「４．暫定基準を設定する物質に係る残留検査が可能となるよう、一部改正法の施行までに、公定検査法を策定すること。また、暫定基準を設定していない物質に係る残留検査については、物質の特定が難しいことから、輸出国における農薬等の使用状況等の把握に努めるとともに、迅速かつ効率的な検査技術の確立に努めること」ということでございます。

答えになりますが「（１）これまでに残留基準を設定した 283 農薬等」とございますけれども、これは現行の食品衛生法でこれまで 250 の農薬と 33 の動物薬につきまして残留基準を設定しており、それぞれにつきまして個別の分析法をお示ししております。「283 農薬等については、個別に分析法（既存分析法）を示しているところである。厚生労働省では、ポジティブリスト制度の導入に向け、暫定基準を設定した農薬等について新たな分析法の検討を行ってきたところであり、現時点において一部の既存分析法がある農薬等も含め 383 農薬等の分析法を開発した。これらを合わせ、暫定基準値の告示の公布の段階で、529 農薬等（既存分析法がある農薬等の重複を除く。）の分析法を整備した。なお、各分析法は、「不検出」の基準を設定した 15 農薬等については厚生労働省告示により、それ以外の農薬等で今回新たに分析法を開発したものについては通知により示すこととしている。

現段階において、暫定基準を設定した全ての農薬等に関する分析法を改正法の施行までに策定するのは困難な見込みであるが、分析法については告示の公布後も引き続きその策定に努めるとともに、より迅速かつ効率的な検査技術の確立についても検討することとし

ている。また、これら検討状況については、随時とりまとめて公表する。

（２）輸出国等の諸外国で使用する農薬等の情報については、これまで収集したものについて、国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載し広く情報提供しているところである。

今後とも各国の在京大使館を通じ調査を行い、その充実を図ることとしている」というように考えております。

「５．当該制度の導入が食品の安全性の向上に貢献することについて、国民が理解できるよう、積極的なリスクコミュニケーションに努めること」ということでございます。

「本制度の導入に当たり、これまで３回にわたり国民に対し意見募集を行ってきたところである。

また、平成 17 年 4 月に公表した平成 17 年度リスクコミュニケーション事業運営計画において、「輸入食品の安全対策と残留農薬等のポジティブリスト制度の導入」を基本テーマとして全国 8 カ所で意見交換会の開催を予定しており、これまでに福島県、愛知県、千葉県、山口県、北海道において開催した。

このほか、食品関係団体や消費者団体等が開催する本制度に関する勉強会やセミナー等に積極的に参加し（本年 4 月から約 30 回）、本制度の周知に努めているところである」。

細かい数字等、記載がございますけれども、読み上げるのは省略させていただきます。

「６．今後の当該制度の導入に向けた手続の各段階で、食品の安全性の向上のため適時適切な措置が講じられていることを確認できるよう、当委員会に対し逐次報告を行うこと」ということで、これまでも検討状況等について報告させていただいてきたところでございますけれども、今後も適時報告を行いたいと考えております。

一応、こちらで御用意させていただいた資料に関する説明は以上でございます。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。どうも御苦労様でした。

どなたか御質問あるいは御意見ございませんでしょうか。

○小泉委員 1 つは分析法で、施行までに 200 余りが分析できない状況にあるということは基準がないのも同然のような感じがするんですが、そういう点については何らかの方法でチェックできる方法を考えておく必要があるのではないかと思います。

もう一点は、ここに暫定基準として書かれているミネラル水に含まれる物質についてはよろしいんですが、それ以外で飲料水に含まれるものはおそらく一律基準が使用されるのではないかと思います。一律基準では 0.01 ppm、すなわち 1.5 μg/day ということは、食品 150 g を基準にして設定してあると思うんですが、飲料水などはやはり人によって 2

リットルぐらい飲む人もいますので、私は１オーダー下げの必要があるのではないかなというように思いますが、いかがですか。

○伏見基準審査課長　まず１点目の分析法が今、530 であり 200 以上の化合物について間に合わないということでございますけれども、これは告示を間もなく考えておりますけれども、告示後も勿論、ある程度まとまり次第公表していきたいと思っておりますので、施行の段階ではもう少し上乘せはできているのではないかなとは思っております。

そうは言っても、施行後、我々がお示しする分析法が一定の数ないのも事実ではございますけれども、そういったものをどうするかということですが、１つは分析法も２種類ございまして、告示でお示しする不検出の分析法というのは、まずその分析法によって不検出かどうか判断するわけで、ほかの分析法でやることは判断材料にならないということであります。ですから、そこはそうなんですけれども、それ以外のものは通知でお示しすると先ほど申し上げましたけれども、科学的に妥当性が検証されたある方法であれば通知でお示した分析法以外であっても、それは使うことができるということですので、勿論、我々がお示しするのがいいんですけれども、そうでなくてもそれぞれの事業体におかれまして、分析法を独自に開発していただくということも可能かと思えます。

もう一つは、分析していて変なピークが出てきたような場合にも、要するにえたいの知れないピークが出てくるようなケースもあり得るかとも思いますけれども、そういったケースだと勿論、それを分析して構造決定をするというのも、ケミカルにそういった方法をやるというのも１つ重要な方法ですし、例えば輸入品の場合ですと、輸入された業者の方にもっと生産地に関する情報を報告していただくといったことから化合物を特定して、しかるべく管理ができるというようなこともあろうかと思えます。

確かに、分析法が全部そろっていないというのはパーフェクトではないと言えそういう状態なんですけれども、できるだけそれ以外のいろんな、それを補うような手立てを、今申し上げたようなことも含めて私どもも、あるいは各事業者の方もそういった手立てを含めて取り組んでいっていただければなというように思っております。

ミネラルウォーターのお話でございますけれども、一律基準を設定する際にいろんな食品区分で 150 g 以下に収まっていれば大丈夫だという御説明をこれまで申し上げてきたわけでございます。確かに飲料水一般という話になると水道の話も入ってくるんですけれども、ミネラルウォーターに限って申し上げますと、確かに１日に大量にお飲みになる方もいらっしゃるわけでありまして。ただ、我が国のミネラルウォーターに関する規制を考えますと、食品衛生法で原水の基準というのを定めておりまして、更に製造基準というもの

を定めております。そこは煮沸するものは煮沸、殺菌するものは殺菌するし、非殺菌のものについては、原水基準というものをかなり厳格に定めておるわけでございますけれども、その上で瓶詰されたものが日本でミネラルウォーターとして出回っております。

したがいまして、とんでもないものが入ってくる可能性というのは、かなり小さいのではないかと思っておるわけでございます。一律基準というのは、本来、想定できないものが紛れ込んでくるのを管理するために置いている基準でございますけれども、ミネラルウォーターの場合は少なくとも日本で出回っているものに関しましては、そういった製造の段階でかなりの規制あるいは管理がしっかりしているのではないかと考えております。

同じようなお話が、実は米の場合でございまして、150 g と申し上げておりましたけれども、実はお米だけ例外で 190 g ぐらいとっていまして、お米に関しては 150 g は超えているんですけれども、ただ、米の場合は日本でほとんど自給されていて、日本の場合は農薬の適正使用が徹底しているので余り変なものは入ってこないだろう。ですから、米の場合は 150 g を超えていても大丈夫なんだという御説明をこれまで申し上げてきたと思うんです。

それとある意味似たような話かと思えますけれども、日本で少なくとも出回っているミネラルウォーターに関しましては、そういった製造の段階での管理が十分なされているというふうに思っておりますので、これで 0.01 という値を置いたとしても、直ちに保健衛生上の危害を発生するようなことはないのではないのかなというふうに考えております。

○寺田委員長 よろしいですか。

○小泉委員 我が国のミネラルウォーターというのは、私は、非常に安全性は高いと思うんです。むしろ、海外から入ってくるものについて、やはりいろんなものが入っている可能性もありますので、一律基準 0.01 であれば 2 リットルぐらい 10 倍濃縮して測定するようなことも必要ではないかなというふうに思います。

○伏見基準審査課長 一応、食品衛生法の基準は今、申し上げた基準は内外無差別といたしますが、日本で製造される製品も勿論ですし、海外で製造される製品に関しましても、外国政府の証明なり、しかるべき手段によって日本の食品衛生法をクリアーしているということは確認した上で流通しておりますので、衛生上の問題に関しては我が国でつくられている製品と同等のものであるというように我々は考えております。

○寺田委員長 ほかにありますか。

○本間委員 安全委員会のリスクコミュニケーションなどですと、この問題が大変関心が高い問題だということはわかります。そのときによく出るのが、製造関係の人たちの質問

なのですが、こういうのができると取引、原材料の取引の過程で証明を求めるということは非常に出てくるのではないかと。そういうときに、700 幾つの農薬を検出するということはまずないだろうと思うけれども、実際には一時こういう制度が始まれば、必ずそちらへ流れるようなことが予測される。そういうときにこういうものを、機械をそろえて人をそろえればなにがしかの数値は出るだろうと思いますけれども、こういう技術、信頼性というものに関しては何か手立てはお考えなんでしょうか。あるいはどういう機関でこういう測定を実際には要望に応じておやりになるのか、いかがでしょうか。

○伏見基準審査課長 分析なり測定のどういうところでできるかということですが、先ほど申し上げましたように、分析法を急ピッチでつくっておるわけですが、大体それは一斉分析法でございまして、勿論、対象が農薬と動物薬とか、あるいは農産物と畜水産物とかで、ある程度大きな分類は幾つかにカテゴリー分けはしておりますけれども、大体1つの分析法で100物質とか200物質がはかれるようなことを考えております。手法としてはGC/MSあるいはLC/MSで分析できるような形でございますので、技術的には公的なところでは検疫所とか都道府県がございまして、食品衛生法で言う登録検査機関、登録検査機関でなくても民間での受託検査機関というようなところであれば、大体そんなに大きな困難なく対応していただける分析法ではないかなというふうには思っております。

○本間委員 民間の受託研究機関というと、例えば分析を商売にしている機関ということですか。

○伏見基準審査課長 そうです。

何か行政判断をする根拠になる場合であると、例えば公的な機関、あるいは登録検査機関のデータである必要がありますけれども、食品の加工業者の方が納品された材料をチェックされるとか、要するに、食品事業者の方がルーチンの品質管理の上で分析データをとっていただくということであれば、そこは勿論、御自分でやっていただいてもいいわけですし、通常の民間の受託検査機関でもそれは差し支えないというように思っております。

○寺田委員長 どうぞ。

○中村委員 まず、この暫定基準の農薬の数が増えて758ということなんですけれども、この数というのは、例えば欧米の先進国などの設定した数に比べてどうなんですか。多いんですか、普通なんですか。

○伏見基準審査課長 なかなか日本と状況が似ているところがないんですけれども、例えばドイツですと一律基準が0.01を置いておりまして、基準を設定しているのが400ぐらい

というように言われております。ただ、ドイツ国内で登録されている農薬というのは約 250 というように言われておりますので、ですから、このポジティブリスト制度をつくって海外から入ってくるもののために約 150 程度の基準をつくったんだろうというように想定されます。

我が国の場合は一律基準が 0.01 で暫定基準が 758 でございますけれども、実はそのうち、先ほどの資料にもありましたけれども、農薬だけに関して言いますと、516 でございますけれども、一方、我が国で登録されている農薬、農薬といってもこの天敵農薬とかいろんなものがありますけれども、そういったものを除きまして、いわゆる化合物としての農薬はおよそ 350 と言われておりますので、そうしますと大体 150 ～ 160 が今回の制度のために農薬の暫定基準を設けた、化合物の種類を増やしたということになるわけであります。そういった意味で数字だけ見ますと、ドイツの 150 と我が国の 160 というのはそんなに大きな差はないのかなと思いますけれども、一例だけの比較だとそれ以上の一般化はできないんですけれども、そういったことが一つございます。

もう一つは、一律基準をドイツは 0.01 ですし、EU はこれから導入ということなんですけれども、一応 0.01 を予定しております。他方、カナダとかニュージーランドは 0.1 という一律基準を置いております。そういった 0.1 を一律基準に置いている国ですと、基準を設定している農薬の数が、実は 150 程度水準が少なくなっております。ですから、そこは一律基準を厳しめにして、それより少しでも出たものをどんどん個別の基準で置いていくという方式をとりますと、やはり基準を設定する化合物の種類が増えてしまうということがあんだろうと思いますけれども、そこは一律基準を 0.1 と置くのがいいのか、0.01 と置くのがいいのかということにもなるんですけれども、できるだけ基準を置いていないものは原則禁止するんだというのがポジティブリスト制度の基本だとすると、一律基準というのはできるだけ厳しめの数字を置いた方がいいのだらうというように、これまで私も判断をいたしまして、そういったことでいろんな御意見を伺う中でも、そういった考え方が御理解いただいているのではないかなというように思っております。

○中村委員 それと、前にも同じようなことを伺ったことがあるんですけれども、これだけたくさんの暫定基準案の農薬の名前ですけれども、例えば 84 番の「イミダクロプリド」というのがどういう食品に使われるのかというのは、多分専門家の方、分析機関の方などはおわかりになるんだと思うんですけれども、多分普通はわからないんです。それで、例えばこの追加された 9 つのミネラルウォーターについては、多分海外は一応、ミネラルウォーターというのは、私の理解するところでは日本のように滅菌とか殺菌をしないで、

そのままくみ上げたものを現場でボトルに詰めて販売するというのが原則だと聞いています。そうすると当然それは土から吸い上げるわけですから、仮に表面に農薬が何かが入って、可能性としては、私はこの9つぐらいが多分あるだろうということでここに追加されたのだろうと思うんですが、こういうのはある程度わかりやすいけれども、ほかのものでどういう食品にどれが使われる可能性があるかというのは、どのようにして分析をやるのかというのはわからないんですよ。

○伏見基準審査課長 例えば、ダイコンならダイコンにそもそもどういう農薬が使われるかというようなことですか。

○中村委員 例えば、輸入した業者は心配で、自主的に民間機関に検査を依頼するようなことは、今までも別に農薬に限らず、遺伝子組換えの作物などについても実際、やっているわけですがけれども、そういうときにどうも具体的にどういうふうな手順で作業をすればいいのかというのがわからないんです。

○伏見基準審査課長 まず、告示でお示しするわけで、そこはある農薬でダイコンとかニンジンとか牛肉とかというふうに何 ppm と告示になっていますので、少なくともそこをつぶさに見ていただければ必ずわかるんですけれども、ただ非常にわかりづらいということはあると思います。

ただ、今、こういう農薬ごとにいろんな作物があって、それがそれぞれ何 ppm かといったテーブルを一度、こちらの会議でもお示ししたかとは思いますがけれども、そういったものが今、どこが主体でというのは何とも言えませんが、電子媒体が出回れば、結構いろんな検索も可能ですので、例えば一定の作物ということで検索をかければ、それに残留基準が置かれている農薬はすべてディスプレイされるというようなことは可能だろうなと思います。

ですから、そこは例えばそういう方法があるんだろうなとは思いますが、どんな形で厚生労働省として情報提供していくかというのは少し今後、考えたいとは思いますが、厚生労働省ということに限らず、一般的なそういう方法もあるのではないかなということで申し上げさせていただきたいと思います。

○寺田委員長 方法論について、前もどなたかが聞いたんですけれども、サンプルは全部あって、サンプルの使い方というのは何本目のところでピークが出てくるということでやるのか、はかるときにいちいちインターナル・コントロールを入れて回収率までチェックしていくのか、どういうことをやっていくんですか。大雑把な原則としてはどのように考えているんですか。

○伏見基準審査課長 ガスマスの場合ですと、結局分子イオンピークが出てまいりますので、分子量が化合物ごとに当然わかっておりますので、一斉分析の段階ではその該当する分子量のところに出てきたピークはこの農薬であろうと、その辺りは付けることができる。

あと、最後、最終的に定量したりするような段階では標準品と比べてという話になるんでしょう。

○寺田委員長 要するに、スタンダードがないとできないでしょうということなんです。分子量で大体ガスマスではわかりますけれども、最終的にこれだというときにはスタンダードのものがなくはないのではないかなと私は単純に思っただけです。分子量だけでスタンダードなしでいくんですか。

○伏見基準審査課長 最終的には標準品がいい。

○寺田委員長 例えば、定量的なことで、ダイコンの葉を水かあるいは有機物と混ぜて抽出するわけでしょう。そのときの抽出率とかということもスタンダードをいちいちやれというわけではないんですけれども、厚生労働省としては最初の方法をつくるときに、そういうことはやられないんですか。回収率がどのぐらいのものだとか、水でやったり有機溶媒でやったりしないんですか。やるんでしょう。ですから、単純にスタンダードがないとできないんだと思うんです。余り細か過ぎて申し訳ないと思います。今、それどころではないような状態かもわかりませんが、方法の話が出たもので、ちょっと聞いてみたんです。要するに、スタンダードが手に入るかどうか。

○伏見基準審査課長 標準品は必要になるようなんですけれども、いろんなところをお願いなり、声をかけたりして標準品を集めるような手配をしております。今、具体的に幾つというのは言えないんですけれども、相当程度はめどが立っております。

○寺田委員長 もう一つは、確かここも資料の2 - 3の7ページの図がありますね。この表で、私も食品安全委員会へ、ある程度順番を付けて私どものところへ来ると言っておられましたね。その数はどこに出て来ているわけですか。ここには書いていないんですか。

○伏見基準審査課長 これは、要するに制度の説明でございますので、評価計画の図ではないので、どこに出てくるかということですか。

○寺田委員長 前はここに65とか40とかと数字が確かあったと思うんです。

○伏見基準審査課長 これで申し上げますと、下の左の真ん中のポジティブリスト制度の施行までに、暫定基準を設定とございます。ここに758があるわけです。その中の、先ほど言いましたようなリスク評価機関で国際的にADIを設定できないものであるとかというのが、この中から選び出していくということになる。

○寺田委員長 目安としてはどのぐらいと思われるんですか。前は 60～40 だったのが、今はどうなったのですか。

○伏見基準審査課長 そこは優先評価物質の考え方というので、1つは国際リスク評価機関で設定できたもので、今のところこれはある程度一桁なんですけど、あとマーケットバスケット調査で比較的摂取量が多いものというカテゴリーを1つ置いていますけれども、ここは5%とか10%とかいろんな基準値を置くことになるんですけれども、それによって多分数字は結構変わってくるんだろーと思います。

○寺田委員長 まだ決まっていないうんだったらいいんです。大体、どの辺なのかなということが、あるいはわからなかったらわからないでもいいんですけれども、こちら側の準備体制とかいろいろございますので。

○伏見基準審査課長 そういうことで、ちょっと今はきちんとした数字までは申し上げられる状況ではないので、勿論、こちらの食品安全委員会の体制の御用意の話もありますので、そこは当然、先ほどの資料でいいますと、各年度の始まる前には次年度、依頼をさせていただくものを御連絡するというプロセスで考えております。

○寺田委員長 お願いいたします。

特に、初年度でこちらはやはり体制を、農薬専門調査会などに関しては増やさなくてはいけません。そうしますと、例えば来年の4月から来年度ということになるんですが、その前のちょうど予算のところで言ったからくれるものではないんでしょうけれども、こちらの勝手を言ったら、やはり12月ごろまでにある程度本当の状態がわからないと、なかなか体制が難しい。2年目になりますと、前年度と大体同じものかどうかわかるんです。ですから、わかりましたらできるだけ早急にこちらへお教えてください。

○寺尾委員 資料2-1の5ページに別添1というのがございますね。ここに「(1)優先評価物質」という項があって、4つ条件が付いている。～までが重要だろうと思うんですけれども、この～までの使い方といいましょーうか、何を優先的にやるのかというのはかなり安全性に絡んでくると思うんです。ですから、私個人的意見だと、例えば、

などというのは非常に安全性に絡む重要な問題だと思うんですけれども、これは厚生労働省の委員会でこれからお決めになるんでしょうけれども、これは3つとも同じ条件、対等にして考えるのか。あるいは何かこういうものは優先的に早くやるとかというあれは何かあるんでしょうか。

○伏見基準審査課長 3つなんけれども、3番目は今の時点で想定はできない。今後、こういった突発的に発生する可能性があるということです。

実は は先ほども申し上げましたが、数が今のところそんなに多くないわけで、これは多分最初にといいますか、比較的初期の段階でお持ちできるんだろうなと思っております。ですので、実質の話は、 が例えば J E C F A なり J M P R で新しい評価が出て A D I が設定できないというものがまた今後、出てくる可能性がありますけれども、それはそのときといたしまして、現状としては は最初に出ていくのではないかと。

ですから、実態として考えないといけないのは の部分でありまして、A D I 比何%を基準にするかというのと、マーケットバスケット調査もこれまで結果が出ているものもありますし、今後、毎年新しい結果が出ていくものもありますので、その見極めを私どもだけでは心もとないので専門家による検討をお願いしたいなと思っています。直接お答えになっていないと思いますが、多分実際の動き方としてはそのような感じになっていくのではないかなと思っています。

○寺尾委員 というのは、今のところは特に候補物質はないという話ですね。

○伏見基準審査課長 はい。

○寺尾委員 わかりました。

それから、18年度からは前年度の終わりまでというか、年度の始まりまでに何か知らせてくれるという話ですね。そうしますと、来年の3月までに何か18年度の候補というのは連絡してもらえるんですか。

○伏見基準審査課長 はい。

○寺尾委員 何か既に作業が進んでいるのか、あるいは先ほどこれから委員会をやって決めるんだという話だったんですけれども、ある程度目安がついているかどうかという、その辺りの状況を教えてください。

○伏見基準審査課長 正直に申し上げますと、具体的な依頼計画はまだ紙にはありません。案の段階ですので、いずれにしてもこれからの作業にはなりますけれども、できるだけ早く進めたいと思っています。

○寺田委員長 どうぞ。

○小泉委員 ちょっと分析にこだわるようなんですが、これだけの分析は、いわゆる公的な機関以外でもされるわけですね。今、民間でもされるということになりますと、その分析精度の管理についてはある程度何か考えられているのでしょうか、分析機関によって随分値が違ふということは我々臨床検査でもたくさんありますので、やはりその精度管理というのは非常に重要ではないかと思います。

○伏見基準審査課長 今も精度管理ということで、検疫所、都道府県の衛生研究所のよう

なところ、登録検査機関などの間では定期的に精度管理の取組みをやっております。同じ標準品で検査をするほか、そういったことは今後とも、要するに化合物の分析の対象が増えますけれども、それは引き続きやっていくことになると思います。

○小泉委員 民間に対するそういったチェックというのは入るんでしょうか。

○伏見基準審査課長 登録検査機関でもないような、いわゆる純粋に民間のところにつきましては、その検査機関の精度管理を国が何か積極的にやるということは今のところ考えてはおりません。

○寺田委員長 どうぞ。

○中村委員 リスコミの関係ですけれども、既に全国8か所で意見交換会をやって、意見募集もされたということですから、次回まで結構ですから、こういった反応があったかということ整理して、こういうテーマについてこういう反応があったというようなことを教えていただければいいのではないかと思います。可能でしょうか。

○伏見基準審査課長 わかりました。大体、いろんな質問のカテゴリーごとにこういった質問が何件あったという感じでよろしいですか。

○中村委員 はい。

○寺田委員長 よろしく願いいたします。

それから、先ほどの民間ではなくても、やはり測定法の順守は、そのところは管理側として、これに関してもきちんとしていただくということをお願いします。

本当のことを言うと、これは、とにかく私たちとして一番恐れるのは、いろいろものすごい時間がかかるのはわかりますけれども、最後のところになって多くのものが突然こちらに来て、もうこれは食品安全委員会に評価してもらっているんですから、委員会の評価が遅いからここがうまくいかないんだということだけは避けて欲しいんです。できるだけ完全にならなくても早くお願いしたい、どういうことから来てということのイメージがどうしても湧かないものですから。これは是非お願いということで、農薬の専門調査会で何回も言いますが、1つの物質できちんやりとなるとものすごい時間がかかるんです。添加物とかも、全部の代謝などとかをやりますから、たとえ数が少ないものでもものすごい時間がかかりますので、是非早めにやったださらないとパンクするんだろうという感じはしますので、よろしくお願いします。

何かほかにありますか。では、そういうことで、これをここで了承というわけにはまだなかなかいきません。いろんなことの御意見が出ましたので、このポジティブリストに踏み切るとするのは非常に大事なことで、国民の健康を守る上で私は大変いいことだと思い

ます。その間が円滑に行われるかどうかというのは大変大事だと思っております。本日、御説明していただいたリスク評価の計画につきましては、厚生労働省さんからも言われたように、当委員会の了承を得ることとされておりますので、慎重な審議が必要と考えます。本日出された意見を踏まえまして、もう一度、リスクコミュニケーションのことも含めまして厚生労働省の方で整理していただき、本日出された質問に大部分はよく答えてくださったんですけれども、やはりちょっと慎重にもう一度改めて説明をいただいて、次回の委員会で本件について審議するということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○伏見基準審査課長 はい。

○寺田委員長 本当に長いことどうもありがとうございました。それでは、また次回、審議させていただきます。

そのほかに議事、ございませんでしょうか。

○小木津総務課長 特にございません。

○寺田委員長 それでは、本日の委員会の議事は終了いたしました。次回の委員会につきましては、11月24日木曜日14時から開催いたしますので、お知らせします。

なお、21日月曜日14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」を非公開で開催を予定しております。

また、全国主要都市で開催しています「食品に関するリスクコミュニケーション - 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会 - 」を明日、18日金曜日から14時から広島で開催。21日月曜日14時から名古屋で開催。22日火曜日14時から東京の日本青年館で開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。